

最先端・次世代研究開発支援プログラムの フォローアップ及び評価の具体的な運用について

平成 23 年 7 月 29 日
総合科学技術会議
最先端研究開発支援推進会議

総合科学技術会議最先端研究開発支援推進会議(以下「推進会議」という。)は、最先端・次世代研究開発支援プログラム(以下「次世代プログラム」)を効果的・効率的に推進するため、「最先端・次世代研究開発支援プログラム運用基本方針」(平成 22 年 2 月 3 日総合科学技術会議)及び「最先端研究開発支援プログラム及び最先端・次世代研究開発支援プログラムのフォローアップ及び評価の運用方針」(平成 23 年 7 月 29 日総合科学技術会議)に基づき、次世代プログラムのフォローアップ及び評価の具体的な運用に関して以下のとおり決定する。

1. 推進体制

(1) 推進会議

推進会議は、次世代プログラムに関する以下の事項を実施する。なお、推進会議の庶務は、内閣府科学技術政策担当部局において処理する。

- ① 毎年度、独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)から先端研究助成基金(以下「基金」という。)の管理状況について報告を受け、フォローアップを行う(以下「基金のフォローアップ」という。)
- ② 研究課題の中間評価及び事後評価の内容を決定する。
- ③ 研究開発終了後に総合科学技術会議が行う次世代プログラムの研究開発支援施策としての評価(以下「プログラムの事後評価」という。)について、評価案の取りまとめを行う。また、研究開発終了一定期間経過後に総合科学技術会議が行う追跡評価について、評価案の取りまとめを行う。

(2) 最先端研究開発支援プログラム推進チーム

研究課題の中間評価に必要な事項についての検討は、最先端研究開発支援プログラム推進チーム(以下「推進チーム」という。)を開催して行う。推進チームは、中間評価に当たり、客観的、専門的な視点からの検討が可能となるよう外部有識者の協力を得て行うものとする。なお、推進チームの庶務は、内閣府科学技術政策担当部局において処理する。

① 構成

- i) 推進チームのメンバーは、総合科学技術会議有識者議員とする。
- ii) メンバーは、外部有識者を20～30名程度選定する。研究領域による10程度のグループを構成し、外部有識者はいずれかのグループに所属する。

② 推進チームのメンバーの役割

- i) 研究課題の中間評価案の取りまとめを行うこと
- ii) 推進会議及び外部評価委員会への必要な報告を行うこと

③ 外部有識者の役割

- i) 研究課題の中間評価において、所属する研究領域内の研究課題のレビューを行うこと
- ii) i)のレビューの結果についてメンバーへの報告を行うこと

(3) 最先端研究開発支援プログラム外部評価委員会(仮称)

推進会議が研究課題の事後評価の内容の決定、プログラムの事後評価案及び追跡評価案の取りまとめを行うに当たっては、評価の客観性及び公正性を高めるため、外部評価組織として最先端研究開発支援プログラム外部評価委員会(仮称。以下「外部評価委員会」という。)を設置し、外部評価委員会が取りまとめる外部評価報告書を踏まえることとする。なお、外部評価委員会の庶務は、内閣府科学技術政策担当部局において処理する。

① 構成

外部評価委員会は、評価委員会と評価委員会の下部組織として課題評価に対応した複数の評価小委員会により構成することとする。各評価小委員会は外部有識者複数名により構成し、評価委員会は各評価小委員会を代表する構成員等により構成する。外部評価委員会の発足時期、各評価小委員会が担当する研究課題の配分及び構成員の選定等については今後検討する。

② 評価委員会の役割

- i) 研究課題及びプログラムの事後評価、追跡評価について、外部評価報告書として評価結果の取りまとめを行うこと
- ii) i)の内容を推進会議に報告すること

③ 評価小委員会の役割

- i) 担当する研究課題について、研究課題の事後評価案を作成すること
- ii) i)の内容を評価委員会へ報告すること

(4) 振興会

振興会は、各研究課題の研究目的の達成に資するため、有識者から構成される進捗管理委員会(仮称)を設置し、研究開発の進捗状況の確認を行う。

① 進捗管理委員会(仮称)の構成

進捗管理委員会(仮称)は、20～30名程度の有識者により構成する。

② 進捗管理委員会(仮称)の役割

進捗管理委員会(仮称)は、研究者が振興会に提出する実施状況報告書の内容を精査し、その結果を推進会議に報告する。なお、平成22年度の研究開発の進捗状況の確認は、平成23年度分と併せて実施するものとする。

2. フォローアップ及び評価の実施方法

(1) 基金のフォローアップ

① 実施時期

平成22年度から平成25年度までの各事業年度のフォローアップは、当該各翌年度の7月を目途に実施する。

② 目的

振興会において基金の管理・運用が適切に行われているか確認する。

③ 実施体制及び実施方法

- i) 推進会議は、振興会から基金の管理・運用状況を聴取し、必要に応じて見解を付した上でフォローアップの内容を決定する。
- ii) 推進会議は、フォローアップの内容を総合科学技術会議に報告するとともに、必要に応じて振興会に対し改善を要求する。

④ フォローアップの観点

- i) 基金の管理・運用を行うための適切な業務体制が構築され、業務の分担と責任の所在が明確化されているか。
- ii) 基金の管理・運用を行うために必要な規程は整備されているか。
- iii) 平成23年2月10日に総合科学技術会議が決定した内容に沿って助成金が交付されているか。
- iv) 事務経費は適切に使用されているか。

(2) 研究開発の中間評価

① 実施時期

平成25年の7月から8月を目途に実施する。

② 目的

各研究課題の進捗状況を把握し、特に、研究計画の修正や研究開発マネジメントの向上が必要な研究課題に対して改善を要求する。

③ 実施体制及び実施方法

- i) 推進チームのメンバーにより選定された外部有識者は、振興会に提出される実施状況報告書及び別途推進チーム又は自らが求める研究者による自己評価結果及び補足資料に基づき書面レビューを行う。
- ii) 推進チームのメンバーは、必要に応じて研究者からヒアリングを行い、ヒアリング結果及び i) の書面レビュー結果を踏まえて評価案を取りまとめ、推進会議に提出する。
- iii) 推進会議は、評価の内容を決定するとともに、評価結果を総合科学技術会議に報告する。
- iv) 推進会議は、iii) の内容に基づき、必要に応じて研究者に改善を要求する。

(3) 研究開発の事後評価

① 実施時期

平成 26 年度上半期に実施する。

② 目的

補助事業期間における各研究課題の進捗と達成度を評価する。

③ 実施体制及び実施方法

- i) 外部評価委員会の各評価小委員会が、(2) の中間評価結果及び研究者に提出を求める予定の自己評価を含めた報告書等に基づき書面レビューを行う。また、必要に応じて研究者からヒアリングを行う。
- ii) i) の内容に基づき、各評価小委員会は、担当する研究課題の評価案を作成し、評価委員会に提出する。
- iii) 評価委員会は、外部評価報告書として評価結果を取りまとめ、推進会議に提出する。
- iv) 推進会議は、iii) の外部評価報告書を踏まえ、評価の内容を決定するとともに、評価結果を総合科学技術会議に報告する。

(4) プログラムの事後評価

① 実施時期

研究開発の事後評価と併せて平成 26 年度上半期に実施する。

② 目的

今後の施策の制度設計に活用するため、施策の目的の達成度及び制度設計の妥当性について評価を行う。

③ 実施体制及び実施方法

- i) 外部評価委員会の評価委員会が、
 - 研究者から提出される予定の報告書
 - (3)の研究課題の事後評価
 - 基金化の効果についての関係者・関係機関からの聴取内容等を踏まえ、評価結果を取りまとめ、外部評価報告書として推進会議に提出する。
- ii) 推進会議は、i)の外部評価報告書を踏まえて評価案を取りまとめ、総合科学技術会議に提出する。
- iii) 総合科学技術会議は評価の内容を決定する。

(5) 追跡評価

① 実施時期

平成 31 年度を目途に実施する。

② 目的

今後の施策の制度設計に活用するため、プログラムの波及効果を把握するとともに、制度設計や事後評価結果の妥当性について検証を行う。

③ 実施体制及び実施方法

- i) 内閣府科学技術政策担当部局において毎年度追跡調査を実施することとし、次世代プログラムによる研究支援が研究者のキャリアパス形成に効果的に作用したかを判断するために参考となるデータ(主要な論文や知的財産権等)を研究者の自己申告に基づき収集する。
- ii) 外部評価委員会の評価委員会が、i)の追跡調査結果及び研究者等の協力を得つつその他必要な調査の実施により検討を行い、評価結果を取りまとめ、外部評価報告書として推進会議に提出する。
- iii) 推進会議は、ii)の外部評価報告書を踏まえて評価案を取りまとめ、総合科学技術会議に提出する。
- iv) 総合科学技術会議は評価の内容を決定する。

(6) 各フォローアップ及び評価の結果については、研究開発成果をはじめこれに係る必要な情報と併せて公表することとする。

フォローアップ及び評価の視点

フォローアップ及び評価の基本的な視点は以下のとおりとする。但し、推進チーム又は外部評価委員会において必要な見直しができることとする。

1. 研究課題の中間評価

- (1) 研究目的(何を開発し、または明らかにするのか)の達成へ向け、順調に進捗しているか
 - (2) 研究開発マネジメントは適切に行われているか
 - (3) 研究目的を達成するために残されている課題への対応方策が明確になっているか
 - (4) 研究計画を修正する必要がある場合、その対応方策が明確になっているか
 - (5) 国民との科学・技術対話の実施状況はどうか
- ※ 併せて、研究費を基金化した効果についても聴取する

2. 研究課題の事後評価

- (1) 研究目的(何を開発し、または明らかにするのか)は達成されたか
 - (2) 研究成果は先進性や有意性があるものか
 - (3) 研究成果は、関連する研究分野の進展に寄与し、社会的・経済的課題の解決への貢献が見込まれるものであるか
 - (4) 研究成果の発信は十分に行われているか
 - (5) 研究開発マネジメントは適切であったか
 - (6) 国民との科学・技術対話の実施状況はどうか
- ※ 併せて、研究費の基金化について、関係者・関係機関からの聴取も含めてその効果を検証する(プログラムの事後評価の一環として実施)

3. プログラムの事後評価

- (1) 我が国の科学・技術の発展、我が国の持続的な成長や、政策的・社会的課題の解決に貢献する成果が創出されたか
- (2) 次世代プログラムの制度設計(研究費の基金化、研究者の要件等)は、次世代プログラムの目的を達成するために効果的に機能したか

4. 追跡評価

- (1) 次世代プログラムによる研究支援は、研究者のキャリアパス形成に効果的に作用したか
 - 優れた論文の発表状況
 - 知的財産権の出願、権利化及び実施状況
 - 競争的資金の獲得状況
 - 研究者の昇進状況
- (2) 事後評価の結果の妥当性を併せて検証する。